

新規登録団体資料

(特定非営利活動法人 ちいさいほいくえんみんなの里)

① 団体登録申請書	．．． P 1
② 団体登録簿	．．． P 3
③ 定款	．．． P 5
④ 登記事項証明書	．．． P15
⑤ 2019 年度事業報告書	．．． P17
⑥ 2019 年度活動計算書	．．． P21
⑦ 前事業年度の役員名簿	．．． P23
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	．．． P25
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	．．． P27
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	．．． P31
⑪ その他参考資料	．．． P33



枚方市長

申請者 特定非営利活動法人
 団体名 スイスイフェスタ 4丁目28番地
 主たる事務所の所在地 枚方市桶狭並木2丁目28-4
 代表者 梅原 知子
 連絡先 [Redacted]

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※ (4) ~ (7) については、所轄庁に提出した書類の写しとする。
 ※ (5) 及び (9) の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和2年7月17日届出

団体名	フリガナ フリガナドメイセウリカドウホウジン 4(サイボウケン)ミンノサト 特定非営利活動法人 ちいさいほくえん みんなの里		
代表者氏名	フリガナ ウメ ノリ トモコ 梅原 知子		
主たる事務所の所在地	〒573-1118 枚方市楠葉並木2丁目28-4		
電話番号	●	FAX	●
メールアドレス	●		
ホームページアドレス	http://geocities.jp/minna-no-sato/		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに〇印<団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 ⑥ 7		
活動内容	※PR や活動成果等を記入 <理念> おじいおばあさまと子どもが笑顔になれる、読み、歌、絵、遊び、と夢をつなぐ。安心できる居場所をつくりたい。 上記理念の元、認可外保育園(認可園には対応できない)延長、休日夜間保育を実施。 また、地域の親子・商店・施設・ボランティア などをつなぐ、誰もが読める居場所づくりを目指しています。 子ども食堂運営事業ではコロナ緊急事態宣言下においても、お弁当、食材の配食を実施し、切ない支援活動を継続しています。		
活動を開始した年月日	2012年 4月 1日 〔 NPO法人設立(登記)年月日 / 2019年 9月 2日 〕		
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 1530人 ●内 訳/正会員 10人 賛助会員 1520人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ 3人 非常勤有給スタッフ 5人 ボランティア等 20人 ファンドレイザー(資金調達係) 専任 0人 兼任 0人 ③入会金 有 ・ ⑥(無) ※いずれかに〇印 ●有りの場合 _____円		

様式第2号/NPO活動応援基金

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	④会費 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>200</u> / 年 円															
	⑤寄付金 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>10万</u> / 年 円															
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可外保育施設事業</td> <td>月極保育、一時保育(夜間、日祝日)、 学童、子育て支援、 ・補助元・委託元なし ・2012年～</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>子育て食堂運営事業</td> <td>毎週金曜日開催 ・補助元 松江市 ・委託元 なし ・2016年～</td> <td>松江市 364,000円</td> </tr> <tr> <td>孝順セーター事業</td> <td>育児相談、体験保育、 救命救急講座、L13040132(33)、 講演活動、職道研修、 ・補助元・委託元なし、2012年～</td> <td>721</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	認可外保育施設事業	月極保育、一時保育(夜間、日祝日)、 学童、子育て支援、 ・補助元・委託元なし ・2012年～	なし	子育て食堂運営事業	毎週金曜日開催 ・補助元 松江市 ・委託元 なし ・2016年～	松江市 364,000円	孝順セーター事業	育児相談、体験保育、 救命救急講座、L13040132(33)、 講演活動、職道研修、 ・補助元・委託元なし、2012年～	721			
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額													
認可外保育施設事業	月極保育、一時保育(夜間、日祝日)、 学童、子育て支援、 ・補助元・委託元なし ・2012年～	なし														
子育て食堂運営事業	毎週金曜日開催 ・補助元 松江市 ・委託元 なし ・2016年～	松江市 364,000円														
孝順セーター事業	育児相談、体験保育、 救命救急講座、L13040132(33)、 講演活動、職道研修、 ・補助元・委託元なし、2012年～	721														
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している ・ <u>実施していない</u> ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円															
	②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>元</u> 年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>8,433,221</u> 円 ②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入															
当基金に登 録する理由	<input checked="" type="radio"/> 資金調達のため ※主なものの一つに○印 ・事業拡大のため ・社会的信用力が向上すると考えるため ・その他 ()															

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、親も子ども地域も、みんながつながりあって、子育てに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 認可外保育施設事業
- ② 子ども食堂運営事業
- ③ 教育・セミナー事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより議決の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 梅原 知子
副理事長 磯田 朋子
副理事長 今田 真紀子
監事 三木 さくら
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年6月

30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 なし

正会員会費 月額 200円

(2) 賛助会員入会金 なし

賛助会員会費 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
 特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

会社法人等番号	1200-05-021114
名称	特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里
主たる事務所	大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
法人成立の年月日	令和1年9月2日
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、親も子ども地域も、みんながつながりあって、子育てに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 ①認可外保育施設事業 ②子ども食堂運営事業 ③教育・セミナー事業</p>
役員に関する事項	大阪府枚方市船橋本町一丁目742番地の13 理事 梅原知子
登記記録に関する事項	設立 <div style="text-align: right;">令和 1年 9月 2日登記</div>



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 2年 7月14日

大阪法務局枚方出張所
 登記官

大谷 邦彦



2019年度特定非営利活動に係る事業報告

2019.10.1～2020.6.30

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

1. 事業実施の方針

定款第4条 この法人は前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健・医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

保育理念

・おとなや子どもだれもがお互いに認め合い愛されひとりひとりと丁寧につながり安心できる居場所をつくります

2. 事業実施に関する事項

事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 職員：16名	受益対象者の範囲 及び人数 園児：15～7	
NPO法人立ち上げ説明会及び懇親会	10/31	ぼこぼこほいくえん	職員5 理事：10名		
認可外保育施設事業	◎月極保育	月～金	みんなの里	職員16名	園児・保護者
	◎一時保育	月～土	みんなの里	職員16名	親子
	・夜間・宿泊	月～土	みんなの里	職員2名	親子
	・日曜・祝日	日・祝	みんなの里	職員2名	親子
	◎学童保育	放課後～17時 長期休み	みんなの里	職員2名	小学生
	◎子育て支援 毎月2回	第2.4土曜	ぼこぼこほいくえん	講師：1	地域の親子
	・FunwiththeEnglish	第2.4土曜	みんなの里	学生講師：1	地域の親子
	・キッズイングリッシュ	第1.5木曜	みんなの里	職員：2	地域の親子
	・あかちゃんくらす	第4火曜	田辺子どもクリニック	職員：2	地域の親子
	毎月1回 ・さといも畑のお話会	第4金曜日 2020.4.～ 第4水曜	楠葉生涯学習市民センター	職員：2	地域の親子・園児
	・キッズキッチン	第2土曜	楠葉シティーファーム	アドバイザー：1 スタッフ：2	地域の親子、園児
・畑っこ ・もくもくワン・ファーム ・プレイファームを楽しもう	2/8				
・おひさまひろば	第4月曜	中央公園	職員3～5	地域の親子、園児	
・料理教室	毎月1回 年2回	各店舗又は楠葉生涯学習市民センター	職員：1 店主	地域の親子 地域の親子 地域の親子 地域の親子	
・パン ・洋菓子 ・タイ料理 ・豆腐料理	2ヶ月1回 2ヶ月1回				
・みんなのどんどこ	月4回	津田図書館	職員2 ボランティア スタッフ：2	地域の親子	

◎園行事					
・身体測定	随時	みんなの里			園児
・さざなみ交流 (老人ホーム)	第3火曜	さざなみディ サービス	職員：2～3		園児
・まちかど交流	第4水曜	デイハウスま ちかど	職員：2～3		園児
・誕生日会	随時	みんなの里			
・芋ほり親子遠足	10/20	あらす観光芋 ほり農園 鴻巣山運動公 園	職員：2		園児と保護者
・運動会	10/26	くずは中央公 園	職員：16		園児と保護者
・ハロウィン	10/31	地域商店	職員：4		園児
・秋の遠足	11/14	車塚公園 くずは中央公 園	職員：2 職員：2 職員：3		園児 (2.3歳) 園児 (0.1歳)
・交流会	11/23	八幡レクリエ ーションセン ター	職員：4		園児と保護者 OB
・おおそうじ	12/7	みんなの里	職員：4		園児と保護者
・クリスマス会	12/21	楠葉生涯学習 市民センター	職員：16		園児と保護者
・みんなの8周年お楽しみ会	12/17		職員：7		地域の親子と園児
・クラス懇談…2.3歳児	2/21		職員：1		2.3歳児の保護者
・0.1歳児	2/28		職員：1		0.1歳児の保護者
・お別れ遠足	3/11	市民の森	職員：3		園児
・卒園式	3/28	ぼこぼこほい くえん	職員：16		卒園児と保護者
2020.4 ・入園式	4/1	ぼこぼこほい くえん	職員：3		新入園児と保護者
・内科検診	6/16	みんなの里	門林先生		園児
※子育て支援ネットワー ク 毎月1回 ・五六市(コロナの為4月 から休み	第2日曜	岡本町会館	各団体スタッ		地域の親子
・ママステーション (2020.1119～)	毎日	ビオルネ	各団体スタッ		地域の親子
・NPOフェスタ	9/8	ニッパーク	各団体スタッ		地域の親子
・わたしのおなかにあかち ゃんがやってきた	2/21～/2/26	くずはアート ギャラリー	各団体スタッ		地域の親子
・おやこのひろばにアロマ がやってきた	11/7	津田図書館	各団体スタッ		地域の親子
年間活動費 収入 (円) 支出 (円)					

こども食堂事業	毎週1回 ・子ども食堂 毎月1回 ・芋煮会	毎週金曜 第4金曜	みんなの里 楠業生涯学習市民センター	ボランティア スタッフ	地域の親子と園児 地域の親子と園児
	※コロナ対応 ・3月休み ・4月～弁当配布 ・食材宅配 ・とりしん子ども弁当	3/19	とりしん(枚方店) ちゃんこべや		地域の親子と園児 地域の親子と園児
	・さくらマルシェ子ども弁当 ・ええとこどり	4/3 4/10	ええとこどり	各子ども食堂 団体	地域の親子と園児
	毎週1回 ・みんなの居場所 「じゅんさんち」	毎週金曜	じゅんさんち	スタッフ 地域の親子	
	・クリスマスランチ会	12/24	楠業生涯学習市民センター	各子ども食堂 団体	地域の親子と園児
	・子ども食堂だよ全員集合	12/8	ニッペパーク		地域の親子と園児
	・さといも収穫	3/15	穂谷農園		地域の親子と園児
	・玉ねぎ収穫	3/29・5/28	穂谷農園		
	・子ども食堂ネットワーク会議	毎月1回	ママステーション・みんなの里・枚方市民会館等		職員：2 ボランティアスタッフ2
	年間活動費 収入(円) 支出(円)				
教育・セミナー事業	・育児相談 ・体験保育	随時 随時	みんなの里 みんなの里		地域の親子と園児
	・救命救急講座	11/1・2/7 2/7	地域の空き家の活用 楠業生涯学習市民センター	講師：1 職員：2	地域の親子
	えほんのひろば	1/21・1/28・1/18 6/30	みんなの里	講師：1 職員：2	地域の親子
	・バランスボールエクササイズ	1/30	楠業生涯学習市民センター	講師：1 職員：2	地域の親子

教育・セミナー事業

・ベビーマッサージ	12/12	楠葉生涯学習市民センター	講師：1	地域の親子と園児
・歯磨き指導	3/13	みんなの里	歯科大生：2	園児
・英語レッスン		みんなの里	外大生：1	地域の子ども園児
(講演活動)				
・市立東高校生徒さんのためだけの子ども食堂ミニ実践報告会}	6/7	おおさかバルコープ	講演：代表	高校生
・千里金蘭大学 こども食堂 講義	10/24	千里金蘭大学	講演：園長・代表	大学生
・人権FW及び人権研修) 三 国ヶ丘高校定時制：主催	8/18	さだ生涯学習市民センター	講演：代表	高校教諭
(職員研修)				
・児童虐待問題研修会	12/4	メセナ枚方	職員：2	
・児童虐待問題研修会	1/17		職員：1	
・SDGs研修(1回目)	2/17	みんな里	職員：3	
・SDGs研修(2回目)	2/27	楠葉生涯学習市民センター	職員：4	
・SDGs研修(3回目)	5/26	みんな里	職員：2	
・ミニ園内研修	毎月1回 (職員会議内に て)	ぼこぼこほいく えん	職員：10	
年間活動費 収入(円) 支出(円)				

活 動 計 算 書

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

【税込】(単位:円)
自 令和元年 7月 1日 至 令和2年 6月30日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費		24,000
---------	--	--------

【受取寄付金】

受取寄付金	3,617,672	
資産受贈益	439,506	4,057,178

【受取助成金等】

受取助成金	175,000	
受取補助金	286,000	461,000

【事業収益】

地域型保育給付費収入	7,448,200	
利用者等利用料収入	685,574	
その他の事業収入	456,040	8,589,814

【その他収益】

受取 利息	12	
雑 収 益	99,518	99,530

経常収益 計

13,231,522

活動計算書

【税込】(単位:円)

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

自 令和元年 7月 1日 至 令和2年 6月30日

【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
職員給料支出	4,441,090	
法定福利費	81,740	
通勤費	76,950	
福利厚生費	2,173	
人件費計	4,601,953	
(その他経費)		
業務委託費	55,620	
給食費支出	690,157	
医療品費支出	30,374	
保険衛生費支出	122,457	
被服費支出	1,166	
ボランティア活動費支出	520,000	
教養娯楽費支出	450	
会議費支出	209,453	
日用品費支出	7,070	
通信費支出	25,442	
保育材料費支出	30,030	
印刷製本費支出	114,178	
水道光熱費支出	167,171	
消耗品費支出	228,428	
減価償却費	34,376	
賃貸料支出	778,600	
保険料支出	67,320	
教育指導費支出	71,950	
諸会費	23,800	
租税公課	200	
旅費交通費支出	26,140	
車両費支出	31,292	
支払手数料	372,870	
支払寄付金	207,084	
雑支出	15,640	
その他経費計	3,831,268	
事業費計		8,433,221
【管理費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		8,433,221
当期経常増減額		4,798,301
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		4,798,301
当期正味財産増減額		4,798,301
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		4,798,301

役員名簿

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	うめはら ともこ 梅原 知子	大阪府枚方市 [REDACTED] [REDACTED]	無
理事	いそだ ともこ 磯田 朋子	大阪府枚方市 [REDACTED] [REDACTED]	無
理事	いまだ まきこ 今田 真紀子	京都市 [REDACTED] [REDACTED]	無
監事	みき さくら 三木 さくら	兵庫県宝塚市 [REDACTED] [REDACTED]	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

特定非営利活動法人ちいさいまいくえんみんなの里

	氏名	住所又は居所
1	梅原 知子	大阪府枚方市 [REDACTED]
2	磯田 朋子	大阪府枚方市 [REDACTED]
3	今田 真紀子	京都市 [REDACTED]
4	三木 さくら	兵庫県宝塚市 [REDACTED]
5	小山 満	大阪府枚方市 [REDACTED]
6	安藤 綾	大阪府枚方市 [REDACTED]
7	横須賀 太一	大阪府枚方市 [REDACTED]
8	隅田 浩美	大阪府枚方市 [REDACTED]
9	中林 広子	大阪府枚方市 [REDACTED]
10	稲田 潤二	大阪府枚方市 [REDACTED]

2020年度特定非営利活動に係る事業計画書

2020.7.1～2021.6.30

NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里

1. 事業実施の方針

定款第4条 この法人は前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健・医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

保育理念

・おとなや子どもだれもがお互いに認め合い愛されひとりひとりと丁寧につながり安心できる居場所をつくりまします

2. 事業実施に関する事項

	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 職員：16名	受益対象者の範囲 及び人数 園児：15～7
	NPO法人総会	7月	ぼこぼこほいくえん	職員数名 理事：10名	
認可外保育施設事業	毎月2回 ・FunwiththeEnglish	第2.4土曜	ぼこぼこほいくえん	講師：1	地域の親子
	・キッズイングリッシュ	第2.4土曜	みんなの里	学生講師：1	地域の親子
	・あかちゃんくらす	第1.5木曜	みんなの里	職員：2	地域の親子
	毎月1回 ・さといも畑のお話会	第4火曜	田辺子どもクリニック	職員：2	地域の親子
	・キッズキッチン	第4金曜日 2020.4.～ 第4水曜	楠葉生涯学習市民センター	職員：2	地域の親子・園児
	・畑っこ ・もくもくワン・ファーム ・プレイファームを楽しもう	第2土曜 2/8	楠葉シェイパーファーム	アドバイザー：1 スタッフ：2	地域の親子、園児
	・おひさまひろば	第4月曜	中央公園	職員3～5	地域の親子、園児
	・料理教室 ・パン ・洋菓子 ・タイ料理 ・豆腐料理	毎月1回 年2回 2ヶ月1回 2ヶ月1回	各店舗又は楠葉生涯学習市民センター	職員：1 店主	地域の親子 地域の親子 地域の親子 地域の親子
	・みんなのどんどこ	月4回	津田図書館	職員2 ボランティア スタッフ：2	地域の親子

(園行事)					
・身体測定	随時	みんなの里			園児
・さざなみ(老人ホーム)交流	第3火曜	さざなみデイサービス	職員:2~3		園児
・まちかど交流	第4水曜	デイハウスまちかど	職員:2~3		園児
・誕生日会	随時	みんなの里			
・芋ほり親子遠足	10月	あらす観光芋ほり農園 鶴巣山運動公園	職員:2		園児と保護者
・運動会	10月	くずは中央公園	職員:16		園児と保護者
・ハロウィン	10/31	地域商店	職員:4		園児
・秋の遠足	11月	車塚公園 くずは中央公園	職員:2 職員:2 職員:3		園児(2.3歳) 園児(0.1歳)
・交流会	11/23	八幡レクリエーションセンター	職員:4		園児と保護者 OB
・おおそうじ	12月	みんなの里	職員:4		園児と保護者
・クリスマス会	12月	楠葉生涯学習市民センター	職員:16		園児と保護者
・みんな9周年お楽しみ会	2月		職員:7		地域の親子と園児
・クラス懇談...2.3歳児 0.1歳児	2月下旬		職員:1 職員:1		2.3歳児の保護者 0.1歳児の保護者
・お別れ遠足	3月	市民の森	職員:3		園児
・卒園式	3月末日	ぼこぼこほいくえん	職員:16		卒園児と保護者
2021.4 ・入園式	4/1	ぼこぼこほいくえん	職員:3		新入園児と保護者
・内科検診	6月	みんなの里	門林先生		園児
※子育て支援ネットワーク 毎月1回 ・五六市(コロナの為4月から休み	第2日曜	岡本町会館	各団体スタッ		地域の親子
・ママステーション(2020.1119~) ・NPOフェスタ	毎日 中止	ビオルネ ニッパーク	各団体スタッフ		地域の親子 地域の親子
・わたしのおなかにあかちゃん がやってきた	2月下旬	未定	各団体スタッ		地域の親子
・おやこのひろばにアロマ がやってきた	11月	未定	各団体スタッ		地域の親子

こども食堂運営事業	毎週1回 ・子ども食堂 毎月1回 ・芋煮会	毎週金曜 第4金曜	みんなの里 楠業生涯学習市民センター	ボランティア スタッフ	地域の親子と園児 地域の親子と園児
	毎週1回 ・みんなの居場所 「じゅんさんち」	毎週金曜	じゅんさんち		地域の親子と園児
	・クリスマスランチ会	12月	楠業生涯学習市民センター		地域の親子と園児
	・子ども食堂だよ全員集合	12月	ニッペパーク		地域の親子と園児
	・さといも収穫	3月	穂谷農園		地域の親子と園児
	・玉ねぎ収穫	4月～6月	穂谷農園		
・子ども食堂ネットワーク会議	毎月1回	ママステーション・みんなの里・枚方市民会館等	各子ども食堂 団体 スタッフ 地域の親子 各子ども食堂 団体	職員：2 ボランティアスタッフ2	
教育・セミナー事業	・育児相談 ・体験保育	随時 随時	みんなの里 みんなの里		地域の親子と園児
	・救命救急講座	10月・2月	地域の空き家の活用 楠業生涯学習市民センター	講師：1 職員：2	地域の親子
	えほんのひろば	6月 9月	みんなの里	講師：1 職員：2	地域の親子

教育・セミナー事業	・英語レッスン（国際交流）	毎月1回	楠葉生涯学習市民センター	講師：1	地域の親子と園児
	（講演活動）	随時	未定	園長・代表等	
	（職員研修） ・児童虐待問題研修会 ・食育研修 ・スキルアップ研修 ・SDGs研修 ・ミニ園内研修	随時		講師： 職員：	
		毎月1回 （職員会議内で）	ぼこぼこほいくえん		

翌年度活動予算書

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里
(単位：千円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30		
賛助会員受取会費	0		
入会金	0		
		30	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
認可外保育施設事業	12000		
子ども食堂運営事業	360		
教育・セミナー事業	360		
		12720	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			12750
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	9000		
人件費計	9000		
(2) その他経費			
給食費	2400		
材料費	360		
講師交通費	360		
その他経費計	3120		
事業費計		12120	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
保険料	20		
消耗品費	50		
水道光熱費	300		
通信費	100		
備品費	20		
諸会費	50		
その他経費計	540		
管理費計		540	
経常費用計			12660
当期経常増減額			90
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			90
前期繰越正味財産額			90
次期繰越正味財産額			180

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

みんなの里

子ども食堂

R.2
7月

子どもは地域の宝物
安心できる居場所づくりを

夕ごはん
つながりませんか？

中学生以下
子ども

ゼロ

円

大人は各団体へ
協力金をお願いします。

※みんな子ども食堂は一律 500 円です。

しばらくは、状況を見ての開催となります。
急な変更、お弁当配布や中止になる場合もありますので、お問い合わせください。

7/3(金)

- 👤 ①みんな0円
- 🏠 じゅんさん家

7/10(金)

- 👤 ①みんな0円
- 👤 ③あさみ
- 🏠 じゅんさん家

7/11(土)

- 👤 もくもく
ワンファーム

7/14(火)

- 👤 NHKF
ファンミーティング
ネットワーク会議

7/17(金)

- 👤 ①みんな0円
- 👤 ④あっぱれ
- 🏠 じゅんさん家

7/31(金)

- 👤 ①みんな0円
- 👤 ②みんなくずは
(いもに会)
- 🏠 じゅんさん家

みんなの里 子ども食堂一覧

1 みんな0円子ども食堂
ちいさいほいくえん みんなの里

📅 毎週金曜日

🕒 17:30 ~ 20:00

🏠 楠葉並木 2-28-4

☎ 072-845-6818

2 みんなくずは子ども食堂
ちいさいほいくえん みんなの里

📅 第4金曜日

🕒 16:45 ~ 21:00

🏠 楠葉生涯学習市民センター
(楠葉並木 2-29-5)

☎ 072-845-6818

3 あさみ子ども食堂
あさみ子ども食堂

📅 第2金曜日

🕒 17:30 ~ 20:00

🏠 朝日美咲自治会集会所
(楠葉朝日 1-17-1)

☎ 072-856-4724

4 みんなあっぱれ子ども食堂
ごきげん家あっぱれごきげん家

📅 奇数月 第3金曜日

🕒 17:30 ~ 20:00

🏠 楠葉丘 1-40-7

☎ 072-845-6818



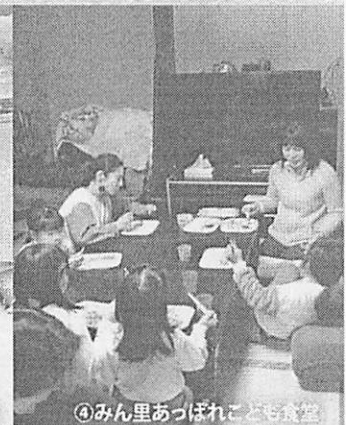
①みんな0円子ども食堂



②みんなくずは子ども食堂



③あさみ子ども食堂



④みんなあっぱれ子ども食堂



県産
たまご

食の困りごと相談にのります

自分はもちろん、ご近所で困っている方おられませんか？
お気軽にご相談ください！

みんな子ども食堂まで **072-845-6818**



～食の困りごと相談にのります～
自分はもちろん、ご近所で困っておられませんか？
お気軽にご相談下さい。
みんな0円子ども食堂
072-845-6818

みんなの居場所づくりを応援します!



地域の居場所じかんてんち (赤ちゃん食堂)

高齢者サポートセンター社協こもれび

毎週金曜日 10:00 ~ 16:00

稲田家 (町楠葉 2-23-5)

大人も子どもだれでもおいでよ! 午前中は「赤ちゃん食堂」も開催! みんな集まれ~!

7/3, 10, 17, 31 (金)

→ じゃんてんちキッチン (10:30 ~ 12:30)
玉ねぎドレッシング作り



じゅんさんちって?

あかちゃんから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、みんなで、釜のご飯を食べたり、お茶したり、ほっこりあったかーいみんなの居場所に育っています。だれでもいつでもおいでー! と、ボランティアのお母ちゃんたちが、待ってくれています。



子ども食堂畑 もくもくワンファーム

くずはシティファーム

毎月第2土曜日 9:00 ~ 11:00 (夏季)

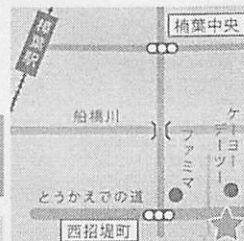
※10 ~ 5月 (通常) は 14:00 ~ 16:00

くずはシティファーム

(枚方市招堤元町 3-7) MAP はおもて面参照。

7/11 (土) 夏野菜の 手入れと収穫

畑っ子 / まだまだ募集中!



NPO 法人ひらかた子ども食堂 ファンクラブからのメッセージ

子ども食堂をつなぐネットワークを創っています。

7/14 (火)

枚方市民会館予定 18:30 ~

ファンミーティング

7/14 (火)

枚方市民会館予定 18:30 ~

子ども食堂ネットワーク会議

だれでも参加できます。
子どもを真ん中に
大人たちが語り合う場。



そらだ! 無料
みん里に行こう!

(月~金)
7:30 ~ 18:30
(土)
9:00 ~ 17:00

みん里には、たくさんの方々から食材やお菓子が届けられています。お腹空いたなあ。おやつが食べたいなあ。そんなときは気軽にみん里に来てください! ※フードドライブも、常に受付中。



フードドライブも募集中

ご家庭で余っている食品(賞味期限が1ヶ月以上のもの)を持ち寄り、バルコブ子ども食堂フードバンクを通じて、それを必要としている地域の子ども食堂などに寄付をする活動です。



「デザイン担当」
合同会社
PicnicWork

メディアと場の
制作編集チーム。
<https://picnicwork.jp>



ボランティア募集中!

学生
ボランティアも
つながって

「わたしでよければ...」

そんな気持ちからボランティアスタッフを募集しています。高校生以上の学生たちも是非力を貸してください。どんなささいな事でもつながる事で笑顔が広がる食堂にしたいー! 関心のある方はいつでも Welcome !!



お問い合わせ

072-845-6818

ちいさいほいくえん
みんなの里まで

現在枚方市には十数団体の子ども食堂が開かれています。詳しくは枚方市のホームページにて「子ども食堂」を検索してください。



親も子どももみんなが笑顔であるために。

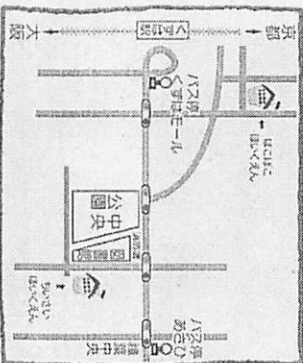
「みんなの里」所属・活動団体

* ひらかた子育て支援ネットワーク

* NPO法人ひらかた子ども食堂プロジェクト

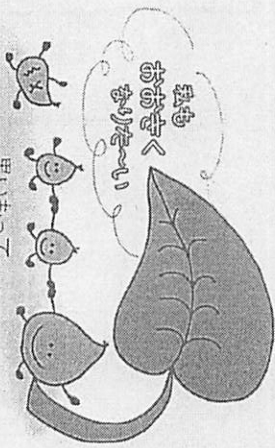
* NE/CSS AID Japan

こどもを真ん中にし、
共に育ち合いながらあって
助け合いの場を
作っていきましょう。

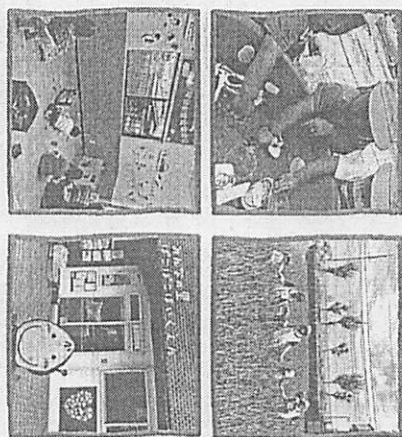


★ちいさい里へ行く
北部支所(国庫館)の向かい側、駅から徒歩9分
あさひバス停 徒歩2分
★ぽこぽこ里へ行く
駅から徒歩2分 くすはバス停 徒歩3分

★みんなの里 スタッフ★
子育て支援員 幼稚園教諭
調理師 管理栄養士等、おじいちゃんおばあちゃん、
学生達によるスタッフが関わりあって
多くの価値観にふれ、子どもも大人も安心して
育ち合える環境を作っています。



親いもを土の中に植えて子いもを作っています。
そして親も栄養をもらっておいしく育ちます。
そんな風に親も子どももそして周りの人も育ち合っ
て味かい深い人になれればいいな。
みんなの心にとどきますように



親も
お母さん
お父さん
おじいさん
おばあさん
みんな
いも

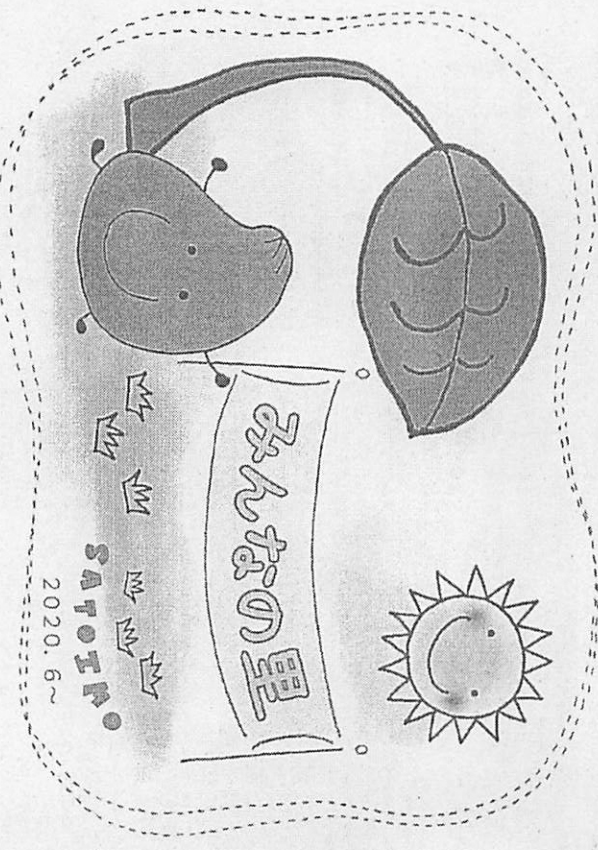
子育て支援に興味のある方、集まりと
研修を現場で体験し、子育て支援員、
調理師、保育士等を目指しませんか？



みんなの里グループ 代表 榎原知子
私ではじめは...
自分の力で子育てで目の前の一人の子を育てるという経験は、自分一人では出来なかった。みんなの里では、地域の
方々に協力してもらって子育てのサポートを行っています。また、子ども食堂の運営もしています。
お互いに支え合える環境をつくるのが、みんなの里の理念です。子育て支援員、調理師、保育士等を目指しませんか？



NPO法人ちいさい里 大橋智洋
地域のつながりが重要視されている。ちいさい里は、みんなの里では、地域の
方々に協力してもらって子育てのサポートを行っています。また、子ども食堂の運営もしています。
お互いに支え合える環境をつくるのが、みんなの里の理念です。子育て支援員、調理師、保育士等を目指しませんか？



みんなの里グループ

★NPO法人 ちいさい里 2012年

〒573-1118 枚方市楠葉並木2丁目28-4 TEL・FAX : 072-845-6818

E-mail : info@minsato.com http://minsato.com/

★小規模保育施設 ぽこぽこ里 2017年

〒573-1106 枚方市町楠葉1-8-6-103 TEL・FAX : 072-392-4014

E-mail : info@minsato-poko2.com http://minsato-poko2.com/

ぽこぽこ里へ行くの入り口についてのお問い合わせは、枚方市保育幼稚園へ



私たちの願い

おとややこどもだれもお互いに認め合い
愛されひびりひびり丁寧につながり
安心できる居場所をつくりたい。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

みんなの里グループは、持続可能な開発目標(SDGs)を
応援しています。

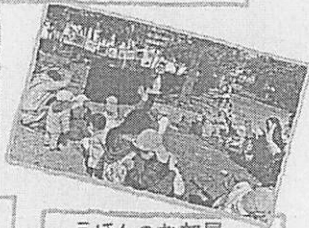
みんなの里0円こども食堂
毎週金曜日 17:30~20:00
夕ごはん 中学生以下 0円
大人協力金 500円



FUN WITH ENGLISH

Come In Family Care 協力
*月2回 土曜日 15:30~16:30
*ぼこぼこほいくえん

おひさまひろば
*月1回 10:00~11:00
*くずは中央公園
(自由参加 無料)



じゅんさんち(赤ちゃん食堂)
地域包括支援センター
「こもれび」協力
*お昼ごはん 大人100円
こども無料
*毎週金曜日 10:00~16:00
*稲田さん家 町楠葉2丁目23-6

体験農園 畑っ子クラブ
くずはシティ・ファーム 協力
*月1回 土曜日
*子ども食堂畑
「もくもく・ワン・ファーム」の
オーナーに!
*招提元町3-7

里いも畑のおはなし会
田辺こどもクリニック 協力
*月1回 13:30~14:30
*3回参加すると絵本を
プレゼント!
*東山1丁目49-31

えほんのお部屋
里いも畑
えほんのお部屋
ひまわり畑 協力
*年3回 全3回シリーズ
10:00~11:00
*みんなの里

地域とつながりあって
みんなの居場所づくり

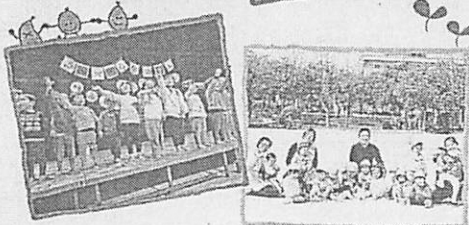
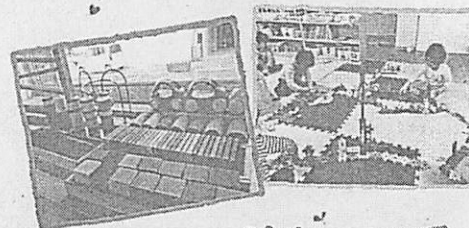
赤ちゃんくらす・ちゅうくらしいのくらす
(0~1歳児)親子
*月2回 10:00~11:30
*みんなの里

里いも先生によるレッスン
*キッズキッチン 親子参加
*Kids English 年少~小学生低学年
*いもに会 (子ども食堂にて)
音楽・美術・英語・学習等サポート
*パソコンカフェ

地域のサークルさんと一緒に...
*親子のひろばに癒しとアロマがやってきた
...かおりのwa 協力
*わたしのあなかにあかちゃんがやってきた
...マタニティチャームズ 協力
*各2回/年 開催
*マタニティカフェ

園でのようす

みんながつながりあって、元気いっぱい過ごしています!



里いも先生も!
地域の方や学生さんの
得意を生かして
学び合おう!

みんなの里・保育料金

ひと家族登録 年会費 500円
(ぼこぼこほいくえんについては、枚方市保育幼稚園課へ)

一時保育

★月曜日~土曜日 7:00~19:00

*9:00~13:00 2000円
*9:00~17:00 3000円
*13:00~17:00 2000円
*1時間 1000円

*但し、4・5歳児は1時間500円

★日、祝日保育

*9:00~17:00 4000円
半日 2500円

*給食は無料(月~金)土・日曜日はお弁当必要

月ぎの保育

★月曜日~金曜日 7:00~19:00
1日10時間。それ以上にすれば1時間500円

*産休明け~11ヵ月 60000円
*12ヵ月~0歳児 55000円
*1歳児 50000円
*2歳児 45000円
*3歳児 40000円

*お昼ご飯が必要な方は別途料金 5000円/1ヵ月
離乳食 アレルギー食は要相談 お弁当可

学童保育(小学生1年~)

★月曜日~金曜日 *9:00~17:00 1000円/1ヵ月
土曜日 *9:00~17:00 500円/1日

★長期休暇期間

月曜日~金曜日 *9:00~17:00 2000円/1日
月曜 *9:00~17:00 15000円/1ヵ月
*7:00~19:00 20000円/1ヵ月

*延長料金 500円/1時間

*給食は無料(月~金)土曜日はお弁当必要

*上記以外は日・祝日保育料に準ずる。

夜間・宿泊保育

★19:00~7:00
1泊 7000円
1時間 1000円
朝夕ごはんは別相談

子育て相談

★いつでも誰でもOK。

親子で体験保育

★9:30~12:00無料
お昼ごはん付き

おでかけ保育サポート(出張保育)

みんなの里の保育士や子育て支援員などのスタッフを、
職場まで派遣して、現地で保育することもできます。
お父さまやお母さまがお仕事をしている間、
温かな気持ちで見守りさせていただきます。

【出張保育 基本料金】

*枚方市内(枚方市外は要相談)
*保育する年齢や人数に合わせて、スタッフを派遣させていただきます。
*土・日・祝日はご相談下さい。
*事前に訪問させて頂き、お子様や保育環境の相談などを
させていただきますのでご安心下さい。

★保育士 1500円/1時間
★保育補助 1000円/1時間
★派遣手数料 2500円/1日
★企業・団体のみ登録料が必要です。

